

広島県訓令第十二号

商 工 労 働 局

各 職 業 能 力 開 発 校

広 島 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年五月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程（昭和四十五年広島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「第一条第一項第七号イ(1)から(4)まで」を「第一条の四第一項第七号イ(1)から(4)まで」に改め、同項第十号中「五年」を「十年」に改める。

第四条第五項第二号中「、通所のため利用できる交通機関のないもの並びに自動車等を使用しないで交通機関等を利用して通所するものとした場合において、住所又は居所からその利用することとなる交通機関等の最寄りの駅（停留所等を含む。）までの距離が二キロメートル以上であるもの及びその利用することとなる交通機関等の運行回数が一日十往復以下であるもののうち」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。